

議案第58号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月31日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表12の項を次のように改める。

12	削除	
----	----	--

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。